

## 豊島区景観計画の一部改定について

### 1 豊島区景観計画の一部改定

#### (1) 背景・経緯

- ・豊島区景観計画は、景観まちづくりを取り巻く環境変化に対応するため、概ね5年ごとに見直すことが規定されている。令和2年度末をもって策定後5年を経過したことから、令和3年度において、同計画の一部改定を行う。

#### (2) 改定の方向性

##### ①時点修正

- ・「旧庁舎跡地」→「H a r e z a池袋」や「造幣局跡地」→「イケ・サンパーク」など、すでに竣工等している建築物等について、景観計画中の語句や図表を差し替える。

##### ②4分冊となった冊子の統合

- ・平成28年3月に策定した豊島区景観計画は、雑司が谷地域に係る景観形成特別地区（平成30年6月）、池袋駅東口周辺地域に係る景観形成特別地区（令和2年6月）、池袋駅西口周辺地域に係る景観形成特別地区（令和3年6月）の指定に伴って、その都度改定追録版が策定され、当初計画と併せて冊子が4分冊となっている状況である。今回の改定では、事業者等により分かりやすく景観計画を示すため、4分冊となった冊子を統合する（冊子の印刷は令和4年度を想定）。
- ・その際、景観計画策定後のこの5年で関連計画である「豊島区都市づくりビジョン」や「東京都景観計画」が見直されたことなどを受け、これらを盛り込む形で豊島区景観計画の中間見直しを行う。
- ・また、夜間景観については、平成30年度以降の改定にて指定された各景観形成特別地区（雑司が谷地域、池袋駅東口周辺地域、池袋駅西口周辺地域）の景観形成基準で記述が厚くなっている一方、当初計画のままである一般地域等では記述が比較的不十分となっていることを踏まえ、改定後では策定の背景・目的等の項目にエッセンスを反映させる。

##### ③SDGsのエッセンスの追記

- ・豊島区が令和2年7月に内閣府より「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定されたことを踏まえ、景観まちづくりとSDGsとの関係性について触れる箇所を設けるとともに、景観まちづくり方針等でもSDGsにおける各ゴールとの関係性に触れる。

※ゴール11 住み続けられるまちづくりを

ゴール15 陸の豊かさを守ろう

ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう

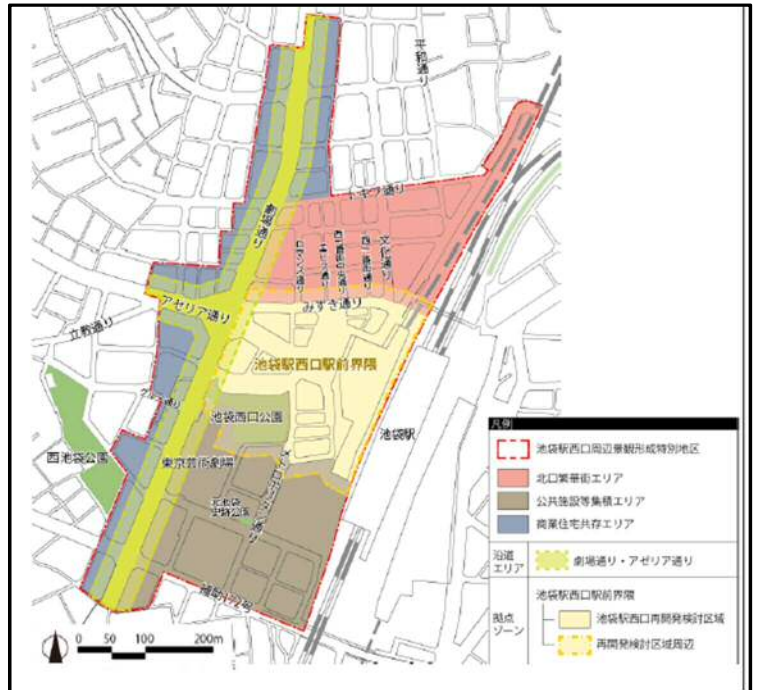
(3) スケジュール

令和3年3月24日	景観審議会（令和3年度事業予定の報告）
令和3年7月14日	デザイン検討部会（基本的方向性の報告）
令和3年10月	デザイン検討部会（素案の報告）
令和3年12月	景観審議会（同上）
令和4年1月頃	パブリックコメント ※要否は改めて検討
令和4年2月	デザイン検討部会（案の報告）
令和4年3月	景観審議会（諮問）、都市計画審議会（諮問）
令和4年6月	景観計画の改定、告示

事業	令和3年						令和4年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
景観計画 一部改定業務	→			→			→		
		素案検討			案検討			案の調整	
	●			●		●		●	●
	部会報告			部会報告		審議会報告		部会報告	審議会諮問
						●			
						(パブリックコメント)			
景観審議会/ デザイン検討部会	●			●		●		●	●
	部会開催			部会開催		審議会開催		部会開催	審議会開催

## 2 令和3年6月一部改定について（報告）

令和3年6月の景観計画一部改定により、池袋駅西口周辺地域に係る景観形成特別地区を指定



『事前協議及び届出の対象行為  
(建築物の建築等、工作物の建設等)』

前回景観審議会諮問時文言

池袋駅西口周辺	<p>○池袋駅西口再開発検討区域及び同区域またはその周辺道路に面する敷地（劇場通りの対岸は除く）： すべて</p> <p>○劇場通り及びアゼリア通りに面する敷地：すべて</p> <p>※上記の敷地以外は、一般地域の商業・業務系市街地の届出規模が適用される。</p>	<p>○池袋駅西口再開発検討区域内及び同区域またはその周辺道路に面する敷地（劇場通りの対岸は除く）： すべて</p> <p>○劇場通り及びアゼリア通りに面する敷地：すべて</p> <p>※上記のうち建築基準法第88条に該当する工作物</p> <p>※上記の敷地以外は、一般地域の商業・業務系市街地の届出規模が適用される。</p>
---------	--	--



令和3年6月改定時文言（令和3年6月改定 追録版 P5）

池袋駅西口周辺	<p>○池袋駅西口再開発検討区域内及び同区域に面する敷地（道路を介して面する場合を含む）：すべて</p> <p>○劇場通り及びアゼリア通りに面する敷地：すべて</p> <p>※上記の敷地以外は、一般地域の商業・業務系市街地の届出規模が適用される。</p>	<p>○池袋駅西口再開発検討区域内及び同区域に面する敷地（道路を介して面する場合を含む）：すべて</p> <p>○劇場通り及びアゼリア通りに面する敷地：すべて</p> <p>※上記のうち建築基準法第88条に該当する工作物</p> <p>※上記の敷地以外は、一般地域の商業・業務系市街地の届出規模が適用される。</p>
---------	---	--